

自転車事故の死傷者数は、なんと年間に約19万人!*

※平成16年の場合

もしもの時に、セフティちゃんのTSマーク保険なら、最高限度額2,000万円の補償が付いているので安心です。

自転車に乗るすべての人に
おすすめします!



年に1回、セフティちゃんの自転車安全整備店で、点検・整備を受けると、そのしるしとしてTSマークが自転車に貼付されます。TSマークには賠償責任保険と傷害保険の2つがセットになった1年間の付帯保険が付いています。



賠償責任補償 最高限度額 2,000万円

もしもの時の、相手への補償が賠償責任です。平成17年3月25日からこの賠償限度額が2倍の2,000万円となり、また重度後遺障害が1～7級に拡大され、さらに安心が広がりました。



傷害補償 死亡・重度後遺障害一律100万円 傷害入院15日以上一律10万円

もしもの時の、自分のケガや死亡の補償が傷害保険です。セフティちゃんのTSマーク保険なら安心です。

■TSマーク保険の支払い対象

	傷害補償	賠償責任補償
支払いの対象	TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人(同乗者も含まれます)が国内で事故によって、事故の日から180日以内に死亡又は重度後遺障害(1～4級)を被った場合に支払われます。 一律 100万円	TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人(第三者に死亡又は重度後遺障害(1～7級)を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合に支払われます。 ※対物損害は対象外です 最高限度額 2,000万円
支払できない主な場合	(傷害・賠償共通) ○盗んだ自転車等、正当な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故 ○道路以外の場所で競技、興行(練習を含む)のため自転車に搭乗している間に起きた事故 ○自転車搭乗者の故意による事故 ○地震、噴火、津波による事故 (傷害補償) ○頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないもの (賠償責任補償) ○同居の親族に対する賠償事故 ○同乗者に対する賠償事故 等	
その他	○賠償責任の当事者は搭乗者の本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます。 ○搭乗中の人、自転車の所有者である必要はありません。 ○搭乗中とは、自転車から降りて、押して歩いている場合も含まれます。 ○事故は、道路上で起きたものに限りません。 ○重度後遺障害とは、自賠法に定められている後遺障害の1級～4級(賠償責任補償においては1～7級)までをいいます。	

◎自転車事故事例 ちょっとした不注意が!!

歩行者と衝突、相手を死亡させてしまった事例です。このケースをはじめ相手が死亡にまではいなくても、夜間や交差点、下り坂のカーブなど、日常のあらゆるところに、危険が潜んでいます。

●**事故概要**：15歳の高校生は、夜19時ころ、期末試験の勉強をしての帰り道、自転車に乗ってたんぼ道を走行中、対向してきたウォーキング中の歩行者と衝突し、頭部の強打(蜘蛛膜下血腫)により翌日死亡させてしまった。高校生は前照灯を点灯していたが歩行者が黒っぽい服装(反射材なし)であったことから、発見が遅れ衝突したもの。

●**賠償金**：TSマーク保険より、賠償金として1,000万円、弁護士費用として875,000円を支払った。

※この事例は平成14年のため、賠償責任保険の最高額は1,000万円であった